

おうかケアプラン 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社桜花が開設するおうかケアプラン（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援・指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護・要支援状態にある利用者に対し、適正な指定居宅介護支援・指定介護予防支援（以下「指定居宅介護支援」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 当事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場にたって援助を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。
- 3 事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 当事業所は利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じる。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 おうかケアプラン
- 二 所在地 岐阜県岐阜市津島町3-60-101

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 当事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤兼務職員、介護支援専門員と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- 二 介護支援専門員 1名以上（うち1名は管理者と兼務）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 当事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営 業 日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

ただし上記の営業日・営業時間外も必要に応じ、相談等に対応できる連絡体制を整えている。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

一 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画・介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画」という。）を作成する。

利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対し提供し、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付する。

適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。

課題の分析について使用する課題分析票は居宅サービス計画ガイドライン方式等を用いる。

二 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的にを行い、居宅サービス計画の実施状況を把握（以下「モニタリング」）するとともに、少なくとも居宅介護支援の場合は1月に1回、介護予防支援の場合3ヶ月に1回は訪問することにより利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行い、少なくとも1月に1回モニタリングの結果を記録する。

三 介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を開催し、担当者から意見を求める。又、居宅サービスに位置付けた事業者等に対して、個別サービス計画の提出を求める。

四 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたっては、公正中立に行われなければならないこと等を踏まえ、前6月間に作成された当該居宅サービス計画における訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスの利用割合、及びサービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合について要望に応じ提示する。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、岐阜市、山県市、羽島市、各務原市、笠松町、岐南町の区域とする。

(相談・苦情対応)

第8条 当事業所は、利用者等からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 当事業所は、市町村が行なう文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行なう調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合においては、それに従い必要な改善を行うものとする。

3 当事業所は、利用者又はその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会への申立てに関して利用者に必要な援助を行うものとし、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は

助言を受けた場合においては、それに従い必要な改善を行うものとする。

(事故発生時の対応)

- 第9条 当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。
- 3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。ただし、当事業所の責に帰すべからざる事由による場合には、この限りではない。

(虐待防止に関する対応)

- 第10条 当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次のとおり措置を講じる。
- 一 虐待防止のための指針を整備する。
- 二 虐待防止のための研修及び対策検討会議等を定期的の実施し、従業者に周知を図る。措置を適切に実施するための担当者を置く。

(個人情報の保護)

- 第11条 当事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」等を遵守し適切な取扱いに努める。

(その他運営についての事項)

- 第12条 当事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。また、居宅介護支援の質の評価を行い、その改善を図ることとし、業務体制を検証、整備する。
- 一 研修、情報共有 月1回
- 二 事例検討 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 当事業所は、ハラスメント防止に関する責務を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組む。
- 5 感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から指針の整備、研修の実施等を図る。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社桜花と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成29年11月1日から施行する。
- この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- この規程は、令和5年5月1日から施行する。
- この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- この規程は、令和6年4月1日から施行する
- この規程は、令和6年11月1日から施行する。